

令和7年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和7年2月10日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第5 議案第4号 地域計画目標地図素案の決定について

(令和7年第2回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村 村民憲章の 唱和を行います。唱和の音頭を、 <u>8番 工藤 勉委員</u> にお願いします。
	(新郷村 村民憲章唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名について を議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には 4番下村勇一郎委員並びに 6番荻沢功委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3 議案第2号、農地法 第3条 第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを 議題といたします。受付番号第2号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開き下さい。 日程第3 議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 今回の案件は、使用貸借2件、贈与1件、売買4件となっております。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。 3ページをお開きください。受付番号第2号についてご説明いたします。 譲渡し人と譲受人は親子関係にあり、今回の使用貸借は譲受人が新しく農業を始めるにあたり、申請されたものです。 周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第2号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第2号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
事務局	(異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第2号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、受付番号第3号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>6 ページをお開きください。受付番号第3号についてご説明いたします。</p> <p>譲渡し人と譲受人は親子関係にあります。譲渡人が高齢なこともあります、今回、生前贈与をすることにしたので、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第3号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第3号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に受付番号第4号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9ページをお開きください。受付番号第4号についてご説明いたします。</p> <p>譲渡し人は体調不良のため、農地を耕作できなくなり 農地の買い手を探しておりました。農地が譲受人の所有する農地が隣接していたので、話をしたところ、両者の意見が一致したため、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第4号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に受付番号第5号から7号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	受付番号第5号から7号についてご説明いたします。

	<p>第5号が 12ページから14ページに 第6号が 15ページから17ページに 第7号が 18ページから21ページとなっております。</p> <p>いずれも、譲渡し人が体調不良のため、農地を耕作できなくなり 農地の買い手を探しておりました。今回、譲渡人と譲受人 両者の意見が一致したため、申請されたものです。5号は、地目が畠で2筆、6号は、地目が畠で2筆、7号は、地目が畠で6筆となっております。周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図、添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第5号から第7号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより採決いたします。</p> <p>受付番号第5号から7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第5号から第7号を原案のとおり、決定しました。次に受付番号第8号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>22ページをお開きください。受付番号第8号についてご説明いたします。</p> <p>譲渡し人は以前から相対契約で耕作していた譲受人へ相続登記終了を機会に契約を見直したいと申し出をしました。今回、両者で調整し、意見が一致したので、申請されました。地目は畠で 1筆です。周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第4 議案第3号農業 経営 基盤 強化 促進法に基づく 農用地 利用 集積 計画の 承認について を議題といたします。関連がありますので、受付番号第1号と第2号についてを一括して審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>

	<p>25ページをお開きください。 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明させていただきます。</p> <p>農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地集積計画の決定について承認を求めるものです。 26ページをお開きください。</p> <p>受付番号 第1号と第2号について ご説明いたします。 新規の貸借となります。 農地の所在は大字西越字木ノ間 で 地目は 畑です。</p> <p>第1号は10年の使用貸借、 第2号が10年の賃貸借となっております。</p> <p>1号は、労働力不足のため農地を耕作してくれる人を探していました。</p> <p>2号は昨年まで相対で農地を貸しておりましたが耕作していなかったので、次の耕作者を探しておりました。 今回、規模拡大のため農地を探していた耕作者と意見が一致したため、申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。29ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。以上で受付番号第1号 第2号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第1号2号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第1号2号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第3号から第5号について関連がありますので一括して審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>31ページをお開きください。受付番号 第3号から第5号の届出についてご説明いたします。 農地の所在は大字西越字木ノ間 で、地目は 畑 3件とも10年の使用貸借となっております。それぞれの所有者は以前から相対で農地を貸しておりましたが、契約を解消したため、次の耕作者を探しておりました。今回、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、両者の意見が一致したので、申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。35ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第3号から第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第3号から第5号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第3号から第5号までは原案のとおり決定し

	<p>ました。</p> <p>次に受付番号第6号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。受付番号 第6号の届出について ご説明いたします。</p> <p>農地の所在は大字戸来字上栃棚前で、地目は 田 5年の使用貸借となっております。</p> <p>この使用貸借は以前から農地中間管理機構を通して契約していました。今月で期間が満了し、契約の更新をするため、再度申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>39ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第6号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第6号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第6号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に受付番号第7号、第8号について関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>40ページをお開きください。受付番号 第7号と第8号の届出について ご説明いたします。 農地の所在は大字戸来字長峯で、地目は 田 5年の使用貸借となっております。それぞれの所有者は耕作してくれる人を探しておりました。受け手の耕作者へ話をしたところ、今回、経営規模拡大したい耕作者との意見が一致したため、申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。43ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第7号 第8号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第7号、第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第7号、第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和7年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年 2月10日

議長 日向将行

署名者 下村勇一郎

署名者 萩沢 功